

令和2年第10回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年11月17日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿
公民館課長 大野 篤彦
図書館課長 飯塚 稔
文化芸術課長 飯山貴与子
スポーツ生涯学習課 課長補佐 吉田 宏
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事
議案第60号 令和2年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（（仮称）取手市立博物館建設基金設置条例及び（仮称）取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例について）
議案第61号 令和2年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）

- 議案第 6 2 号 令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（G I G A スクール環境整備事業に伴う学習者用パソコンの取得について）
- 議案第 6 3 号 令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（G I G A スクール環境整備事業に伴う大型提示装置の取得について）
- 議案第 6 4 号 令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（指定管理者の指定について）
- 議案第 6 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 報告 3 3 取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命について
- 報告 3 4 寄附の受け入れについて
- 報告 3 5 いじめ防止策の取組み状況に関する報告について
- 報告第 3 2 号 取手市教育委員会職員の交通事故に係る注意喚起について
(非公開)

8. その他

9. 会議の概要

午前 9 時 30 分開会

○教育長

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。令和 2 年第 10 回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。私のほうから 6 点ほど報告をさせていただきます。まず、1 点目なんですけれども、小中学校における新型コロナウイルス感染事案についてということで、市内で小学校、中学校、それぞれ感染者が出た状況でございます。まず 1 点目は、11 月 8 日の日曜日、小学生の感染が判明しました。感染拡大防止のために、翌日に校内の消毒作業を行いまして、学校は 9 日から 11 日までを臨時休業といたしました。中学校は 11 月 12 日の木曜日です。生徒の感染状況が判明しましたので、こちらも保健所とも連絡とりまして、当日の午後 2 時 20 分に全生徒一斉下校をさせるということと、翌日に校内の消毒作業を行いました。この週は 13 日が県民の日で休日でございます。土日を加えて 3 連休ということになりましたので、臨時休業ということはありませんでした。実質休業ということでございます。いずれも竜ヶ崎保健所の指導のもとに、臨時休業と 3 連休明けにはそれぞれ学校の教育活動を再開している状況になってございます。ただ、これ以外にも PCR 検査の状況としては、本人が感染する場合と、家族が感染している場合があります。子どもた

ち本人と兄弟の関係もありますので、それぞれ当人が家庭内で療養する場合を考え合わせ、感染の予防と学習の保障を図っていく必要があります。

2点目です。市立体育施設利用者の新型コロナウイルス感染の事案ということで、3施設とも感染者が出た状況でございますけれども、それぞれ保健所に確認しまして、消毒作業、開館を行っているところでございます。なお、各所属団体は活動を自粛中ということでございます。

3点目です。教員のICT活用スキル研修の取り組み状況ということで、これはGIGAスクールの関係でございます。こちらにつきましては、10月から、教員研修の重点研修期間ということで、準備期、導入期、活用期と位置づけしまして計画的に研修を実施してございます。1点目として、ICTの活用授業先進校視察研修ということで、10月28日に、つくば市立春日学園義務教育学校の視察研修を実施したところでございます。また2点目、(2)ですけれども、外部講師を招いてのICT活用の実技研修ということで、11月5日に山王小学校で、県の教育研修センターより2名の講師を招きまして、情報担当教員を対象としたオンライン会議システムの実技研修を実施いたしました。今後の予定としましては、2番にございますとおり、実技を主とした研修を教育委員会主催で計画的に実施していくところでございます。それぞれ共同学習、個別学習、情報モラル研修等に分けて計画しているところでございます。

4点目、家庭教育学級全体研修会についてということで、こちらにつきましては、コロナの状況でなかなか全体研修を実施できなかったんですが、11月5日にスクールコミュニケーションサポート代表と、日本アンガーマネジメント協会認定コンサルタントとしても活動されています齋藤由紀子先生を講師としてお招きしまして、研修会を実施いたしました。こちらについては、県のいばらき教育の日・教育月間推進事業の地域推進大会とタイアップしたものです。講座内容につきましては「想いを形に心を形に アンガーマネジメントを使った上手な想いの伝え方」と題しまして講演いただいたところでございます。御自身の子育ての経験を生かして、子育て中の感情のコントロール、自分が考える幸せの形を尊重するという内容でございました。受講されました保護者にも非常に好評でございました。

5点目、文化財の保護強調週間・本陣史料特別公開についてでございます。11月の1日から7日までは文化財保護強調週間ということで、11月6日から8日の3日間、県の指定文化財・市の指定史跡であります旧取手宿本陣染野家住宅内で、水戸藩主の掛け軸2点を借用しまして特別公開を実施いたしました。3日間合わせて105名の来場者があったところでございます。

6点目、取手市民美術展の開催ということで、こちらにつきましては市民に芸術活動の成果を発表する機会を提供するとともに、創作活動の意欲の向上を図るという目的に第51回の取手市民美術展を開催しているところでございます。3部構成になっていまして、現在は第2部ということで、書・写真・工芸・デザインの展示を行っているところでございます。会場につきましては、駅ビルにあります取手アートギャラリーで開催しているところでございます。

私からの報告は、以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

議案第60号、令和2年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（(仮称)取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例についてを議題と

いたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第60号について御説明申し上げます。まずは資料の2ページになりますが、市長から、令和2年第4回取手市議会定例会に上程する予定の本議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求められたところですので。この意見聴取につきまして、資料1ページのとおり異議なしの旨を市長に回答してよろしいか、教育委員会の御判断をいただきたく提案するものです。

議案については、3ページをお開きください。本議案についての提案理由を含めまして御説明いたします。本議案の内容は、次の3点になります。まず1点目としては、(仮称)取手市立博物館建設基金設置条例の廃止。2点目として、(仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止。3点目として、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。

まず初めに、1点目と2点目ですが、廃止予定の2つの条例の成立の背景と廃止の理由について御説明させていただきます。こちらにつきましては、今から36年前になりますが、昭和59年に郷土資料館建設資金として市民の方から御寄附をいただいたことをきっかけに、同年、(仮称)取手市立博物館建設基金が設置されました。その後、平成8年に(仮称)取手市立博物館建設審議会を設置し、博物館の建設に向けて検討が開始されましたが、翌平成9年に建設用地の取得を最後に、この計画はやむを得ず中断となり、同館建設に係る審議会等の組織も解散し、約20年が経過しております。これは、当時の社会経済状況としまして、1990年代前半からのバブルの崩壊、そして、その後の後遺症による停滞局面というような背景の中で、厳しい取手市の財政状況等もあったことから、現実として博物館建設に向けた環境の整備が困難な状況になったという経緯がございます。

事実上の博物館建設への機会が絶たれた後、相当の年月が経過しております。この博物館建設計画の中止については、市として正式な判断及び事務手続が現在までなされていない状況でした。今回、現状の社会情勢及び市の財政状況を鑑み、市立博物館建設計画を中止とし、関係する条例の廃止を行うものです。

あわせて3点目の、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、先ほどの博物館建設審議会条例の廃止に伴いまして、非常勤特別職でありました審議会の会長及び委員の報酬及び費用弁償の記載部分を削除するため、同条例の一部を改正するものです。簡単ですが、説明は以上となります。

○教育長

以上で説明が終わりました。

本件に対しまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

随分昔のやつがぱっと出されると、どうしたんだろうなという気持ちがとても強いですけど。やはり現状だと、なかなか建設という形に対しては難しいのかなという気持ちは、私も同様でございます。ただ、これまでにこの寄附というのはどのくらい集まっていて、また今後、そのものがなくなった場合、どのような形で次の方向性に入っていくのか。その辺のところはどういうふうになっているのか、教えていただけ

ればと思うんですけど。

○教育次長兼教育総務課長

お答えしたいと思います。まず昭和 59 年に、市民の方から寄附を受けたことが、この基金設置のきっかけになったわけなんですけど、当時、1 億円の寄附が市民の方からございまして、これをこれまで毎年市のほうで、年によって違いましたけれども、100 万円、50 万円という形で基金の積み増しをしながら積み立てをしてまいりました。そして実際に、平成 9 年に、現在かたらいの郷のある旧利根川の堤防敷のほうに、もともと旧建設省で持っていた土地を、市の開発公社、土地開発公社で買い上げをしまして、そのときの土地の取得価格というのは約 2 億 4,000 万円だったわけなんです。その後、その土地に、実際に博物館を建てるというような計画を市で立てたわけなんですけども、その上ものの博物館を建てるための財源というのが、ただいま申し上げましたとおりバブル崩壊後から何年かたっている状況でしたので、断念せざるをえないような状況になったということで、今現在、この基金の総額というのは約 300 万円でございます。これを実際には、この条例、博物館基金の廃止ということが 12 月の議会のほうで御承認いただければ、一旦これを一般会計に繰り入れまして、そのうち文化施設とかの建設に用いることができる公共施設整備基金という別の基金があるんですが、こちらに繰り入れると、送り出すというようなことを今予定してございます。

もう 1 点の今後ということなんですけども、同じ時期に、今現在でございます埋蔵文化財センターが平成 11 年に建てられまして、今現在に至るわけなんですけども、当時、埋蔵文化財センターは市内の遺跡などから発掘された、埋蔵文化財の保存施設ということを目的としたわけなんですけど、こちらの市立博物館の建設というような機会が絶たれた後、埋蔵文化財センターで歴史博物館的な機能もあわせ持った活動をするということで、今現在、市民に対しての企画展ですとか歴史講座を多く開催してございますので、今後こういった方面の活動を強化していくということで、寄附者の御意思に報いるということで、今考えているところです。

○小谷野委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。今の小谷野委員の御質問にあわせて、平成 8 年に設置された市立博物館建設審議会、こちらは現状どのような形で活動されているのか。また、今の御説明でありましたかたらいの郷の隣の土地、取得されているということですけど、その土地は今後どのように活用される予定なのか、もし御予定があればお聞かせいただきたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長

まず、1 点目なんですけども、建設審議会の組織についてなんですけど、こちらは平成 12 年に実際には任期満了になりまして、その後、組織としては任期満了と同時に事実上の解散という形になっておりまして、現在の組織の継続というのはいない状況です。

あと、当時、建設を予定した用地なんですけど、今現在は取手市体育協会、体協の加盟団体でありますゲートボールのクラブが御自分たちでゲートボール場を整備して活用していただいているような状況で、月に 20 日、ほぼ毎日のように利用していた

だいている状況です。今後については、具体的にはまだ私どもで利用計画というのをごさいますので、学校跡地の利用とかも含めまして、今後議論の俎上に乗せて検討していくということになるかと考えています。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。これより議案第 60 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 60 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 60 号は、原案のとおり決定をいたしました。

議案第 61 号、令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚です。それでは、議案第 61 号、令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）、御説明をさせていただきます。

初めに、現在の放課後子どもクラブにおける、土曜日の利用状況について御説明をさせていただきます。取手市の放課後子どもクラブでは、現在、土曜日の開所につきましては、第 4 土曜日が午前 8 時から午後 7 時までの開所、それ以外の土曜日につきましては午前 8 時から正午までの開所となっております。このような中で、土曜日の利用状況につきましてお話しさせていただきますと、令和元年度のデータになりますが、1 クラブ当たり平均で、3 名程度の利用と、利用者数が少ない状況でございます。このような状況の中であっても、支援員というものは利用児童数にかかわらず、開所する際には 1 支援当たり 2 名配置しなければならないということが条例で定められておまして、支援員の就労時間等に影響してまいります。このような中で、支援員の 9 割が配偶者の扶養の範囲で働いている方ということになりまして、1 年間を通して支援員を確保していくことが現在困難な状況でございます。こういった中、土曜日の放課後子どもクラブの開所につきまして、令和 3 年 10 月 1 日から、取手東小学校、高井小学校、藤代小学校の 3 校の放課後子どもクラブを拠点校としまして集約して、放課後子どもクラブの開所というものを予定しております。これに伴いまして、児童の送迎時間、こちらは保護者の児童の送迎時間というものも考慮しまして、土曜日の開所時間というものを、1 日開所するんですが、通常これまでは午前 8 時からの開所だったものを 30 分前倒しまして、午前 7 時 30 分から、夕方は、これまでは午後 5 時だったものを、午後 6 時まで拡大しまして、延長時間につきましても午後 6 時か

ら7時までとするとともに、延長加算金を徴収するものでございます。また、土曜日の利用につきましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童にのみ限定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

4 ページをごらんいただきたいんですけども、まず、条例の改正箇所なんですが、第3条の開所時間、ここの土曜日の開所の時間、改正前が土曜日「午前8時から午前12時」と、右側のほうが改正前となっておりますが、左側のほうが改正後、土曜日「午前7時30分から午後6時まで」というところと、それから第2項なんですが、休業日が土曜日の場合、改正前は「午前8時から午前12時まで」だったんですが、そちらを休業日が土曜日の場合に「午前7時30分から午後6時まで」と。

それから第3項で、教育委員会は「第1項第1号及び前項第1号の場合にあっては午後5時から7時までの間、第1項第2号及び前項第2号の場合にあっては午後6時から7時までの間、子どもクラブを延長して開所することができる。」ということで改正しております。こちら前段の部分、これは平日の延長時間、午後5時から7時、加算金がかかる時間帯、それから後半の部分6時から7時というところが、今回の改正の土曜日の延長時間ということになってございます。

次に、5 ページに参りまして、第4条の2、土曜日の開所につきまして、開所するクラブを(1)から(3)までの、取手東小学校放課後子どもクラブ、高井小学校放課後子どもクラブ、藤代小学校放課後子どもクラブの3校と明記するものです。

それから、第5条で、放課後子どもクラブに入所することができる児童につきまして「土曜日に開所する子どもクラブに入所することができる児童は、別表第1に規定する子どもクラブが設置されている小学校に就学しているもので、保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態であるものに限る。」と。それから第2項で「前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に入所を必要と認める児童は、子どもクラブに入所することができる。」とするものでございます。こちらにつきましては、土曜日というものは、保護者と児童が触れ合う大切な時間であるということをお勧めしまして、就労により、どうしても児童とその家庭で過ごすことができないという保護者の方の就労支援ということで、限定して3校で開所するものでございます。

続きまして第9条、こちら第3項なんですが、「第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯において」というものが改正点となります。これは、改正前は「午後5時から午後7時までの間において」とあったんですが、これは改正後は、平日と土曜日の延長の時間帯が異なってきますので、次の6 ページのところになるんですが、こちらの別表第4の上の欄、「1か月の利用日数のうち」というところが改正前は「午後5時から7時」となっていたんですが、ここのところを「第3条第3項の規定により」という文言に改正しているところでございます。加算金の額につきましては、変更はございません。説明は以上となります。

○教育長

以上で説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

今の説明で、今、取手市でやっているものを、国の基準に合わせていくという、その方向性についてはわかったんです。ただ、前にこのことの説明があったときに、違う施設、それぞれだから箱物も別々にしたらどうかという話が前あったような気がしたんですけど。例えば放課後児童クラブの教室と、放課後子ども教室の教室を別にす

るという形での対応という話もたしかあったような気がするんですね。しかし、取手市ではそれがふさわしくないから、今の取手市がやっている一体形でやっていくという話だったと思うんですね。だから、その辺のことを考えていくと、国の基準に合わせていくとなると、教室もそういうふうな形で分けていくという方向性も考えているのでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

現在、厚生労働省所管の放課後児童クラブ、それから文部科学省所管の放課後子ども教室、いわゆる就労家庭の児童の保育、それから放課後の子どもの居場所づくりというものにつきましては、今後、取手市の放課後子どもクラブにおいても分けていくという方向で調整を進めているところではございますけれども、今回の条例改正につきましては、土曜日の開所についての部分ですので、またそれとはちょっと異なるところではあるんですけれども、当然、委員おっしゃるように、その教室とクラブの部分は今後は分けていく方向で現在進めているところでございます。

○小谷野委員

ありがとうございました。私はもう、全体的な部分をどんどんそっちの方向へ持っていくのかなという頭がちょっとあったものですから、ごめんなさい。土曜日という限定で考えようということなんですね。わかりました。ありがとうございました。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。改正後の条例の第4条の2で、次に掲げる子どもクラブは土曜日においても開所するというところで、3つ挙げられております。こちらに、そして第5条で、こちらの子どもクラブに入所することができる児童は別表1に規定する別の学校でも子どもクラブに既に入っていれば、土曜日の利用ができますよということなんです。こちらの(1)(2)(3)どこに行ってもオーケーというような形にするのでしょうか。例えば、ふだんは取手小学校の放課後子どもクラブに通っているけれど、土曜日だけ藤代小学校に行きたいとか、それとも、それぞれの対応の(1)(2)(3)の子どもクラブでエリアを決めて、集めるというか来てもらう形にするのでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。この3校を拠点校とした理由の1つとしては、地域性を考慮しまして、藤代地区の中間地点、取手中部であれば取手中部の中間地点、取手西部の中間地点というところで、さらに高井小に関しましては、宅地開発等がこれからも見込まれるということで児童の増加が見込まれるということも含めまして、この3校で設定したところなんです。当然、藤代地区にお住まいの保護者の方が取手とか、そういったところに通勤される際には、高井小を使ったほうが朝の通勤が楽だということも想定して、土曜日に関しましては別の申請用紙を新たに作成しまして、希望されるこの3校のうちのいずれかに通っていただくことができるようにしたいと考えております。以上です。

○櫻井委員

ありがとうございました。あともう1点よろしいでしょうか。こちらの土曜日を開所する子どもクラブにつきましては、先ほど来、小谷野委員からも御質問がありました一体型の中でも、むしろ放課後児童クラブのほう、就労の部分が多いかと思われ。この第5条にも「就労、疾病等により昼間家庭にないことが常態であるものに限る。」ということで、疾病の文言がついているんですけれども、疾病に関して言えば、例

えば保護者の方が御病気で、普通は家にいるんだけど、その御病気の間だけ、3カ月間とか、そのくらい入院が長引くのでそのぐらゐの間だけ土曜日を利用したいというような形も考えられると思いますが、その辺の利用に関してはいかがなものでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

想定といたしましては、家族の方が疾病になってしまって、保護者の方が児童を保育できない環境にあるという場合に、朝、子どもクラブまで送迎していただいて、その後、家族の看病をしていただくと。また夕方になって、お迎えに来ていただくというものを想定しております。

○櫻井委員

と申しますと、疾病の具合によっては、例えばよくなった場合には、よくなって土曜日、家にいても大丈夫ですという状態になった場合には、短期間の土曜日通っていただくというその形も大丈夫ということですね。

○スポーツ生涯学習課長

そのとおりでございます。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○猪瀬委員

御説明ありがとうございます。質問というか、お聞かせ願いたいんですが、第5条の2の「前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に入所を必要と認める児童は、子どもクラブに入所することができる。」というのは、これは例というか、例えばどのようなことなんでしょうか、お聞かせ願えればと思います。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。これにつきましては、例外的な事例が発生した場合に対応するための条文でありまして、特に何かを想定しているということではなくて、何か緊急で子どもクラブで受け入れなければならないようなことが起こった際のこととも考慮して、こういった一文を入れているところでございます。

○猪瀬委員

幅広く対処できるということによろしいでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

そのとおりでございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第61号は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第62号、令和2年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する

事務について定める議案に係る意見聴取について（GIGA スクール環境整備事業に伴う学習者用パソコンの取得について）及び議案第 63 号，令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（GIGA スクール環境整備事業に伴う大型提示装置の取得について）を一括議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

それでは，令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について，議案第 62 号，GIGA スクール環境整備事業に伴う学習者用パソコンの取得についてと，議案第 63 号，GIGA スクール環境整備事業に伴う大型提示装置の取得について，あわせて提案理由を説明いたします。

市長から，令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程される予定の GIGA スクール環境整備事業に伴う学習者用パソコンの取得について，GIGA スクール環境整備事業に伴う大型提示装置の取得について，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により，教育委員会の意見を求められました。この意見聴取について，それぞれの議案書の 1 ページ，こちらのとおり異議なしの旨を市長に回答してよろしいか，教育委員会の御判断をいただきたく提案するものです。

GIGA スクール環境整備事業につきましては，8 月の定例教育委員会におきまして報告しておりますが，改めて内容を簡単に御説明いたします。まず，GIGA スクール構想についてでございますが，こちらにつきましては 1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し，ICT 機器の整備調達体制の構築等を進めることで，多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない，公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことであります。この構想では，当初，1 人 1 台端末を令和 5 年度までに，全ての児童生徒に対して順次配置する計画が示されておりましたが，新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業が長期化したことから，教育課程の実施に支障が生じたため，その事態に備えるために，遠隔教育などの整備を進めていくことが急務となりました。そこで，GIGA スクール構想の加速による学びの保障としまして，国の令和 2 年度補正予算が計上され，1 人 1 台端末については，令和 2 年度中に全ての学年を対象として早期実現することになりました。このほかにも，国の補正予算では，家庭学習のための通信機器整備支援が盛り込まれたところであり，取手市としましては，国の補正予算が成立したことを受けまして，GIGA スクール環境整備事業を予算化して，現在一体的な整備を進めているところでございます。

このうち議案第 62 号，学習者用パソコンの取得につきましては，国の GIGA スクール構想実現のため，市立小中学校の児童生徒に対して，1 人 1 台分の学習者用パソコンを購入するものでございます。取得台数でございますが，キーボード脱着型タブレットパソコン 6,861 台，こちらの入札につきましては 10 月に実施し，落札業者と仮契約は済んでおりまして，議会の議決をもって本契約を行います。この後の予定としましては，令和 3 年 1 月に，納品されたタブレットパソコンの設定作業を行いまして，2 月末には学校に配布する予定でございます。

続きまして議案第 63 号，大型提示装置の取得につきましては，こちらは GIGA スクール環境整備事業の一環としまして，学校における教育の円滑化及び授業の効率化を図るため，全ての市立小中学校及び中学校の通常学級と特別支援学級に，50 型液晶壁かけテレビ 175 台，可動式テレビスタンド 175 台を配備するものでございます。大型

提示装置につきましても10月に入札を実施し、仮契約も済んでおりまして、12月議会の議決をもって本契約を行いまして、令和3年2月までに納品される予定であります。説明は以上となります。

○教育長

以上で説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

コロナで非常に苦しんでいる学校が、逆にコロナの影響で、非常に早急にこういったタブレット型、それから大型提示装置が入ってくるというのは、学校にとっては非常にありがたいことだなというふうに思います。この中で、大型提示装置の台数に関しては、ここには山王小に関してはもう既に入っているのということなんですけど、中身的には山王小と大差ないんでしょうかね。同じような中身なんじゃないですか。その辺がちょっと気になったんですけど、細かなところで申しわけございません。

今回、これが多分2月ぐらいい入るんでしょうけど、来年度、高井小あたりはまたちょっとふえているような話も聞いているんですけど、クラス数がふえたときに、すぐにその対応ができるのかどうか。その辺のことも踏まえてお答えいただければ、うれしいんですが。

○学務給食課長

まず、1つ目の御質問なんですけど、大型提示装置につきましては、各学校の配備状況を確認しまして、50型テレビ、それ以上のものが何台あるか確認した上で、今回、その配備がされていない学校に対しまして、残りの部分を購入して配置するような計画でございます。

それで2点目につきましては、来年度、高井小学校は間違いなくクラスがふえるかと思っております。そちらに関しましては、学務給食課で配当予算を予算取りしまして、新たに50型テレビを購入して配置していきたいと考えております。

○教育長

スペック上の話をしているのだから、そこなんです。その確認というのは、ほぼ同一のスペックでそろえるのか。

○学務給食課長

そちらに関しましては、スペックに関しましては同等以上のものを導入するようにしております。こちら各学校のほうに確認をしまして、HDMIのケーブルが接続できるかどうかとか、そういった部分を確認した上で、今回、新たなものを購入するような形をとっております。それで、どうしてもそういったものがつながらないようなものであれば、今回の175台の中に含めて、50型以上のテレビがあったとしてもタブレットとつなげないとか、そういったものであれば、175台に含めた形で購入しているような状況です。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

○石隈委員

御説明ありがとうございます。お願いと質問なんですけど、今回、小谷野委員もおっしゃったように、GIGAスクール構想が早目に実現できて、とてもよかったなと思います。取得理由にもありますけど、誰一人取り残されることのない、公正に個別最適化された学びというのがGIGAスクール構想の出発点ですので、この前、勉強会に

出ささせていただきましたけど、一人一人の子ども、勉強につまずいたりしている子どもが、どうその学びに活用できるか、先ほど教育長の御報告にもありました活用スキル研修もありますけど、そこをぜひ頑張っていたきたいというか、一緒に頑張って、よいものにしていかないと、みんなタブレットを使ってやっているのが一斉授業と同じにならないようにと、よく聞くことなんですけど、お願いします。

もう一つは、無邪気な質問で恐縮なんですけど、2つ目の入札の5ページに入札価格があって、1つの会社がとられたわけなんですけど、落札を取られた方と、ほかの企業の金額が結構大きく違うので、もちろん落札ですから一番低いところに落ちるわけですが、中身で、例えばアフターサービスじゃないですけど、さっきスペックの話も出ましたけど、そういうところでの吟味もされていると思うんですけど、実際の落札って、こんなふうに結構違うこともあるもんですねという率直な質問ですけど、もしお聞きできる範囲で御説明があれば。

○学務給食課長

入札ですので、金額に差異は出てくることはたまにございます。今回、こちらの落札業者に関しましては、今までも学校のほうに大型提示装置を納入した経緯もございまして、実績もございます。それでアフターサービスもしっかり行っている業者ですので、金額が安価だったからサービスが悪いという業者ではないかと考えております。

○石隈委員

何でこんなに違うんだろうと思っただけですので、ありがとうございます。

○櫻井委員

今の石隈委員とまるっきり同じで、私、1枚目のパソコンも3,000万円違うなと思ひまして、3,000万円違ったら大きい違いだけれど、何でこんなに安くできるのかなと、非常にシンプルな疑問です。もしよろしければ、この学習用パソコンも、もちろん提示するときには、このパソコンを幾らで入れられますかという形で入れられていると思うので、品が違うということはまずないと思うんですけど、どうしてこんな安くできたのかなというところがもしわかれば、お願いします。

○学務給食課長

確かに、今回、タブレット自体の金額については、市販の金額ですので、ほぼ同じかなとは思われます。そのうち4万5,000円については、国の補助がいただけるということになっていきますので、あとはタブレットの購入のほかに設定の作業なんかも入ってきます。そちらの金額で差異が出て、このように金額の開きがあったのではないかと考えております。あと、今回落札した業者に関しましては、こちら現在もパソコン教室を受け持っている業者でして、あと、先生たちが使うパソコンなんかもこちらの業者が請け負ってやっておりますので、実績的には問題ないかと考えております。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。これより議案第62号と議案第63号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第62号は、原案のとおり決することに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 62 号は、原案のとおり決定をいたしました。

続けてお諮りいたします。議案第 63 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 63 号は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 64 号、令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（指定管理者の指定について）を議題といたします。

本件についての説明を豊島藤代スポーツセンター長お願いします。

○藤代スポーツセンター長

では、議案第 64 号について御説明させていただきます。令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案に係る意見聴取について（指定管理者の指定について）ということで、こちらの議案につきましては、先月、10 月の定例会におきまして、取手市立取手グリーンスポーツセンター指定管理者の選定についてということで、委員の皆様にご協議いただきまして決定をいただいたところですが、こちらについて先の議案第 60 号から 63 号と同様に、教育委員会の意見を求められた令和 2 年第 4 回取手市議会定例会に上程される予定の議案について、市長に異議がない旨を回答するものでございます。

資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。こちらについて、先月、定例会におきまして、グリーンスポーツセンターの指定管理者につきまして、選定の経過、それから選定審査の結果、内容、それに基づきまして優先交渉権者としまして、こちらにございます TAC・HBS・アクアライフグループ共同事業体を優先交渉権者として皆様に決定をいただいたところでございます。審査の詳細結果等につきましては、先月の定例会で御説明申し上げておりますので、省略をさせていただきたいと思います。説明は以上です。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 64 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 64 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 64 号は、原案のとおり決定をいたしました。

議案第 65 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを

議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは議案第 65 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、御説明いたします。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施しましたので、別紙のとおり結果報告書を作成し、議会への提出、市民に公表することによりまして、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていく趣旨から提出するものでございます。

点検評価の対象施策は、平成 29 年 3 月に策定しました教育振興基本計画で定めました 20 の重点施策を対象としております。本年度は、その 3 年目に当たりまして、令和元年度に実施しました施策のうち、学校教育分野で 9 つの施策、社会教育分野で 11 の施策、合計 20 の施策について点検評価を実施いたしました。評価の進め方ですが、まず施策の担当課において、施策の内容、成果、今後の方向性について自己評価を行いました。次に、学識経験者でございます点検評価委員が学校教育分野と社会教育分野に分かれまして、分野ごとに 3 回、延べ 6 回の点検評価の会議を開催しております。点検評価会議では、点検評価シートをもとに、担当課から施策の説明を行わせていただきまして、点検評価委員の皆様から多くの御意見や御質問をいただきました。その後、点検評価委員からいただきました御意見をまとめまして、点検評価シートに反映しております。

教育委員会におきましては、点検評価シートをもとに各施策についての質疑応答を行いまして、教育委員の皆様から各分野ごとにいただいた評価をまとめたものが、教育委員会委員の意見として、こちらの報告書に掲載しております。26 ページから 28 ページが学校教育分野、52 ページから 54 ページが社会教育分野を掲載しております。

今回の評価を通じていただきました、点検評価委員及び教育委員会委員の御意見につきましては、今後の教育行政にしっかりと生かしてまいりたいと考えてございます。説明については以上です。

○教育長

以上で説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

今回、令和元年度の後半が、コロナウイルスの関係で、特にいろいろな生涯学習にかかわる部分が、何かやろうということになったときに、できなかったということがあったと思うんですね。そういったものが、今回のところで、例えば市民大学講座等の参加者数にも大きな影響を与えているし、それから各地区の公民館行事でも実施できずに、お集まりいただかず、残念だったというお話も聞いていますし、そういったことを考えると、せつかくの指標が次年度にどう生かされるのかということになると、すごく難しいなというふうな思いをしながら、これは見させていただきました。これが今、公民館でも少しずつ対応しながら、公民館事業も進めているんですけど、本年度どのぐらい広がりやうまくいっているのか、その辺も来年度の反省の中では楽しみだなと思うんですが、そういう意味ではすごく難しい評価だったなという気持ちがあります。感想でございます。

○教育長

ありがとうございます。そのほかございますか。

○櫻井委員

私も、今の小谷野委員の意見と同じようなことを感想として持ちまして、今年度、令和元年度については、コロナの実際の感染拡大が始まってから、年度の終わりのころがその状態で、令和2年度、今年度のこの点検評価については、どのようにコロナというものに取り組んだかということが、こちらにあらわれるのではないかなと思います。そういった意味で、この点検評価というのは、ある意味災害時とも言えるこの状態で、取手市の教育がどのような対応をとったかという貴重な資料になり得るものではないかなと思いますので、今年度の活動、また、それを点検評価するのも難しいなという、小谷野委員と同じような感想を持ちました。

○教育長

改めて、実態の反映と、今後に向けて、そういった視点で今年度の振り返りというものを次年度に心がけたいと思います。そのほかございますか。

○石隈委員

私も今、お二人の委員の意見と全く同じで、今年はそういう災害で特別な年ですので、特別な年の評価ということで、どれだけ目標が達成できたかだけでなく、目標を達成するためにどんな工夫があったか、こういうコロナがあったから減ったのが仕方がないということだけでなく、どういう工夫をしたのか、どういう代替策をしたのか、そしてその中で今後生かせるものは何があったか、システム化というか、そういうところを評価すると、非常に貴重な評価ができると私も思います。

○教育長

ありがとうございます。こちらについては、点検評価委員からもいただいているものが入っていますので、そのことを踏まえて、また今後に向けて対応したいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第65号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第65号は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて報告33、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

本件についての報告を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

それでは報告33、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命について、御報告させていただきます。

この事業につきましては、平成30年度から実施しておりまして、今年で3年目を迎えます。令和2年度に事業を実施するに当たりまして、10月30日に令和2年度第1回の取手市訪問型家庭教育支援協議会を開催いたしました。この協議会におきまし

て、取手市訪問型家庭教育支援事業実施要綱に基づきまして、こちら資料の1ページをごらんいただきたいんですが、協議会委員名簿の中の「新任」と書かれている方について、今年度異動がありまして、改めて委嘱及び任命させていただいたことを御報告いたします。

また、次の2ページをごらんいただきたいと思うんですが、こちらの支援チーム員の皆さんは、昨年度も委嘱した方々なんですけれども、元市立小中学校の校長先生6名でございまして、今回の協議会において改めて取手市訪問型家庭教育支援チーム員に委嘱させていただきました。支援チーム員の任期につきましては、令和2年10月30日から令和3年3月31日までとなっております。協議会におきまして、コロナ禍における事業の実施のあり方について、事務局から3案の事業実施案を提案させていただいた中で御協議いただきまして、事業の実施内容というのが決定されました。主な昨年度と異なる点につきまして御説明させていただきますと、例年ですと推薦校の1年生の全家庭に戸別訪問を行って相談を実施しておりましたが、支援員の方からもコロナの感染源となったり、感染してしまうことが心配だというお声もいただきました中で、今年度に関しましては事前に対象者の御家庭にアンケート用紙を郵送しまして、実施を希望される方、相談を希望される方について、相談を公共施設などの特定の場所又は電話による相談対応において行うということといたしました。この件につきましては、第1回取手市訪問型家庭教育支援協議会で委員の皆様にご承認いただいているところでございます。

今年度の事業対象小学校につきましては、市の校長会に御推薦いただきました取手東小学校、それから取手西小学校、戸頭小学校、宮和田小学校の4校の1年生児童の保護者、それから昨年度訪問校となっていた取手小学校、白山小学校、藤代小学校、六郷小学校の4校の現2年生、昨年事業を1年生のときに行った児童が現在2年生となっておりますので、そちらの児童も対象に行います。それに加えて、市立小学校への転入者の保護者につきましても対象として事業を実施する予定です。

説明は以上となります。

○教育長

報告は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

コロナ禍の中でこの事業が、大事なものなんですけど、どんなふうにするのかなと私もすごく心配していたんです。このアンケートをとられたということなんですけど、現在、もう人数的なものは確定したんでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。アンケート調査は、これから郵送する予定となっております。そこで希望される方が、お電話なり、返信はがきで連絡いただいて、そのときに面会で御相談を希望されていますか、それとも電話相談で大丈夫ですかということで確認をとった後に、支援チーム員につなぐということで、面会して相談したいという場合には取手庁舎、藤代庁舎なり、そういった公共施設に相談室というものを設けまして、感染防止策というのを講じた上で、相談を受けるという対応をさせていただきたいと考えております。

○小谷野委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

○石隈委員

御説明ありがとうございます。確認なんですけども、あとにある実施要綱を見ると、第5条のチーム員のところに、学校教育等の識見を有する者というのと、2番が民生委員児童委員というふうにあるんですけども、今回のチーム員の名簿を見せていただいて、6名いらっしゃる。これが全員ということですかね。すごく御経験のある方がたくさんいらっしゃって、民生委員児童委員というのもここにいらっしゃる方が兼ねていらっしゃるとか、そういう2番の中から委嘱されている度合いはどうかと思います。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。本来であれば、訪問型支援チーム員の中に児童委員の皆さんも入っていただいて、一緒にというところなんですけど、こちらにつきましては、まず訪問型家庭教育支援チーム員というものにつきましては、児童に対してのアプローチではなく、児童の保護者に対してのアプローチということで事業が動いておりまして、片や民生委員児童委員につきましては、児童に対して直接アプローチをするような活動をされていまして、その中で、将来的には一緒に支援チーム員になっていただきたいということで、現在もお話をさせていただいているところなんですけど、その中において支援チーム員になる前に、前の段階なんですけれども、最初のステップとして協議会の委員のほうには民生委員、それから児童委員の方たちに入っていただくことで、情報共有というものをしていきたいと思いますという段階が現状でございます。

○石隈委員

ありがとうございます。御趣旨はよくわかりました。古い歴史で教育相談センターは、今は心理職とかいろいろな立場の方が入っていますけども、元校長先生だった方が嘱託で、特に東京都なんかは区の教育相談の担当になる方があって、そういう場合に本当に教育の専門性がある一方、教育相談という意味では相談者が、言い方難しいんですけど少し気が引けるといえるか、どうしても校長先生という御経験があるものから、なかなか難しいというのもあるので、今後、家庭訪問して保護者の方が気軽に相談できるということはもちろん、元校長先生の中にそういうタイプの方がたくさんいらっしゃると思うんですけど、今回、校長先生だけになったものですから、そういう方に限らず、教育相談部会も立ち上げたところで、今後、取手市は教育相談部会の経験のある先生であるとか、学校保健の元養護教諭の方であるとか、そういうチーム員の任用も幅広く、相談しやすい方という視点も入れてもらうといいかなというふうに思います。

○教育長

ありがとうございます。この協議会、この制度を立ち上げる前に児童委員の会長と組織の方と、どういう動かし方をするかという検討を経て、こういった形態になっています。その後は、先ほど課長からも説明しましたが、将来的に見据えたものも模索しています。各自治体とも、どなたに実際に家庭を回ってもらうかというのは非常に大切な問題なんですよね。児童委員にしても役割分担があって、立ち位置が難しいというお話を随分聞いておるところです。児童委員が直接関わることは理想形としてあっても、少しずつ進めていかないと、なかなか入り方とか、どこまでの機能を持つかというのは、実はこれは事業より難しい面も含んでいます。そこの問題を考えていか

なくてはいけないかなというふうに思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて報告 33 の質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告 33 の議事を終わります。

続いて，報告 34，寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件についての報告を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは報告 34，寄附の受け入れについて、御報告いたします。

資料の 1 ページをご覧くださいと思います。先月，10 月 23 日に寄附の受け入れをいたしましたので今回，御報告するものになります。こちら，9 月 24 日の日に，市役所の環境対策課からの経由によりまして紹介を受けまして，主に茨城県動物愛護推進員で，市内で小児歯科の医師をしておられる鈴木伸江様より，市内の小中学校に図書の寄贈をしたいとお申し出がございました。今回，寄贈いただきました図書は，報告に記載のとおり，児童文学作家の今西乃子さんの最新刊の著書ですが，動物愛護，特に飼育されている犬や猫の殺処分をテーマとした本 2 種類を，この本を通じて著者のメッセージを市内小中学校の児童生徒に届けていただきたいという思いでいただいたものになります。

著者の今西乃子さんの動物愛護に関する作品は，既に 50 タイトルを超えて出版されておりまして，私で調べたところ取手市の市立図書館にもそのうち 40 タイトルの所蔵があるような状況でした。今回，子どもたちに飼育動物の命の大切を知ってもらい，殺処分を減らすことを目的とした「命の授業」を，2020 年 1 月現在で，主に全国の小中学校 240 カ所で実施されているということを知っております。あいにくコロナ禍で，講演活動を自粛せざるをえない状況下，子どもたちの学校生活の中で，著書を題材に，学校の先生を通じて，子どもたちに動物の命のとうとさを学び，ひいては，子どもたち自身の命の大切さを考える機会としていただきたいということで，また，可能であれば児童生徒の感想やコメントがあればお寄せいただけるとありがたいというようなことを寄贈者の方はお話ししていらっしゃいました。

以上，寄附の受け入れについて，御報告をいたします。

○教育長

本件について報告は終わりました。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。質疑，御意見なしと認めます。これにて報告 34 の質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告 34 の議事を終わります。

続いて報告 35，いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

よろしくお願ひいたします。報告 35, いじめの再発防止策の取組み状況について、別紙のとおり報告をさせていただきます。

お手持ちの資料 1 ページをごらんください。こちらには、11 月に実施しました小学校 2, 4, 6 年生, 中学校 2 年生の保護者を対象としたアンケート, 3 つの取組みに関するアンケートの一部項目を掲載させていただきました。アンケートの集計なんですが、明日が回答締め切りということになっておりまして、本日、具体的な数値のほうを御報告できないことをおわびいたします。初めてのウェブに関する取組みということで、アンケート取組みということで、かなり多くの方々には回答をいただいているんですが、昨日、再度呼びかけをさせていただきました。また、紙によるアンケートをしていただいた保護者の方々もいますので、そちらとあわせて集計をさせていただきたいと考えております。

このアンケートに関しましては、認知という視点から、小学校の保護者の方々が、中学校で導入した全員担任制という言葉、取組みといったものをどの程度認知されているか。また、小中学校で今年度から導入しました教育相談部会といったものが、保護者の方々にもどの程度認知されているかといったものを客観的な数値から、こちらで把握してこのシステムの成熟を目指したいと考えております。また、市立中学校 2 年生を対象に、全員担任制、学校生活に関するアンケート調査を実施いたしました。2 年生は、固定担任制から全員担任制にシステムが変わり、その変化を生徒がどのように感じ取っているのかといったところの意識調査として実施いたしました。こちらのほうも現在集計中となっております。

続いて 2 ページになります。さまざまな教育的ニーズへの対応についてということで、教育相談部会での状況報告等をさせていただいているんですが、今年度から導入した教育相談部会ですが、やはり複数の教員が児童生徒一人一人の小さな変化をしっかりと共有しようと。また、その中でスクールカウンセラーとの面談の設定、具体的な配慮事項、保護者とのかかわり方や信頼関係づくりなどの協議を進めているところです。今年度から、支援センターに配置した学校連携支援員等が課題解決のためにスクールカウンセラー・スーパーバイザーとの面談につなぐことで、現在は、さまざまな課題の早期解決に努めております。

続きまして 3 番, 第 2 回教育相談主任研修会, 11 月 6 日に教育総合支援センターで実施いたしました。研修の内容ですが、こちらにも記載させていただきましたが、さまざまな要因からなる不登校児童生徒へのアプローチ, そして、これまでの教育相談部会, これからの教育相談部会といったところで, 20 名の教育相談主任とスクールカウンセラー・スーパーバイザー, 学校連携支援員, スクールソーシャルワーカー, 市のスクールカウンセラーが参加して研修を進めました。主任のほうからアンケートをとった結果なんですが、今回のようにより専門的な研修といったものを企画運営していただけると非常にありがたいというようなお話もいただきました。中には、不登校の具体的な実践事例, 事例検討であるとか、特別に配慮を要する児童とのかかわり方等について研修を進めていただけたらというような貴重な御意見をいただきました。

4, 取手市いじめ問題専門委員会の取組み状況の報告についてです。1 月に示された再発防止策の提言についてなんですが、いじめ問題専門委員会の皆様には、こちらの進捗状況, 取組み状況を文書にて御報告させていただきました。また、委員の方々からは、このウェブ会議の実現が可能かどうかといった御意見もいただいております。現在、このウェブ会議が実際に可能かどうかにつきましては、慎重に協議を進めてい

るところでございます。

以上、私のほうから御報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○教育長

以上で報告は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○猪瀬委員

私もアンケートを出した1人として感想というか。今まで紙媒体だったのが、今年からウェブでということ、非常に今の時代に沿ってわかりやすい、そしてできない方でも、スマホではない方にも紙媒体で渡してあったので、非常にその対応はすばらしかったなと思います。どうしても保護者目線でいくと、どうしてもコロナというのが出てしまって、学校に行く回数が少なくて、どうしても学校から細かく説明というか、文書の説明とかだったの、ことしはそういう説明も詳しくできなかったの、そういうウェブアンケートの実績が出るのは来年度以降なのかなと。改めて経験したことがアンケートで反映するのは、来年以降になってしまうかなんていうのは一保護者として思いました。非常にわかりやすく、これからどのように回答が出るのかというのが非常に興味があります。ありがとうございます。

○教育長

ありがとうございます。

○石隈委員

御説明ありがとうございます。今の猪瀬委員の続きなんですけど、このアンケートをすることで、保護者と学校、お互いにやっていることの距離が近づくということがあったと思うので、アンケートする項目選びも松戸先生が随分時間をかけて検討されたと思うんですけど、それが大事であるということと、アンケートの結果を保護者、子ども、教員、どの調査でもフィードバックするというか、それがとても大事で、今回も保護者の方にこんな結果でしたよというのを簡単にフィードバックしていけるといいなと思います。それが1点です。

それから、2点目に教育主任研修会、ちょっと確認なんですけど、これは教育相談主任の研修会という意味ですね。

○教育総合支援センター長

はい。

○石隈委員

これとても大事で、今出たように何度もやってほしいのと、各小中学校の教育相談主任がチームというか、取手市の教育相談主任のチームというか、相互の勉強会じゃないですけど、自主的かというと、新しくできた制度の教育相談主任の仲間として互いに研修できるというか、そういう意識が高まると非常にいいので、こういう研修会って、ある意味では勉強会だけではなくて、この研修会に行ったら仲間と会えてお互いに相談できるというか、そういう教育相談主任チームというか、そういうのが取手市でできるといいですし、そういうところで困った問題があると、それがセンターに寄せられるとか、私たちがアドバイスできるとか、そういうシステムになれば今後大きな力になります。

○教育長

センター長、少しコメントを。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。まず、ウェブアンケートに関しましては、この結果をしっかりと受けとめながら、昨年度末から、この状況下の中で説明がまだ不十分だったところがあるのではないかとといったところもあります。今年度初めに再度、保護者の方々といわゆる保護者会、こういったものがなかなか実施されていないといったところでも、保護者の方々には説明がなかなか行き届いてないのかなといったところも十分考えられますので、この状況が落ちついたところで、しっかりと市も学校も説明をしていく必要があるのかなというふうに思います。学校日より等では適宜、説明はしていただいているんですが、そういったところで保護者の方々の認知、理解、そういったものを上げていけたらなと考えております。

教育相談主任研修会ですが、仲間同士が集まって不安や疑問、こういったものをお互いに1つの研修会で練り上げていくといった作業がとても大切なことを実感させていただいております。とても大切なことではあるんですが、なかなか時間の確保ができないとか、具体的にもっとこういった事例に対して突き詰めて研修したい。しかし、学校連携支援員の方々やスーパーバイザーから具体的なかわり方がいただけるので、孤立感がなくなったなんていうような御意見もいただいておりますので、ぜひこの取組み、研修会につきましては、来年度以降も継続していきたいなというふうに考えております。以上です。

○櫻井委員

御報告ありがとうございます。今、猪瀬委員から、コロナの関係で学校に伺うことも、また学校の先生方と話をすることもということで、どうしても連絡というか、学校からの連絡とかそういうのが余りいただけない状況とあるんですけれど、そういった意味でも、きょうの議案にも載っていましたがGIGAスクールでタブレット等が導入されるということで、メールであり、あるいは、そういったSNS、学校からの発信力というのは大事になるかと思えます。今、市内の私の家のある学区の見守りもしていますので、その見守りでメーリングリスト、学校のほうに登録しているんですけれど、非常にまめにメールをくださる学校で、1日に何通も入ってきて、こういうことがあった、ああいうことがあった、5年生あした朝早いんだなど、では5年生の見守りは必要ないんだなど。学校の様子もすぐわかりますし、また、たまにお会いしたときに、いつもメールありがとうございますというような、そういうコミュニケーションもできますので、これから本当に今回のアンケートもウェブでとられたということですが、そういった使い方、学校の使い方一つで、どうもコロナで学校に直接行けない、先生と話ができないけれど、メールはやたら来るみたいな、今までよりよくわかったみたいな使い方もできると思うので、その辺もお考えいただければと思います。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。今回、取手市で導入している会社のメール機能で作成させていただいて、メール配信をさせていただきました。保護者の方々には、緊急メール配信システムの延長線上で使わせていただいたんですが、どのように活用していくかといった有効性に関しては、今後活用していく中でいろいろなシステムが、ウェブアンケートも出てきたということで、昨日も担当課とも話をしたんですが、いかに保護者の方々にタイムリーな情報を伝えていくかといったところに関しましても、学校、家庭、共有しながら進めていきたいと考えています。

○小谷野委員

新聞紙上では、不登校の子どもたちが結構ふえていますよというような現状の報告がなされていて、不安をあおられているんですけどね。取手市では現状どうでしょうか。それから、それに対応することを今、盛んに頑張ってもらっていて、実際に学校に支援員、支援センターの職員が出向いて行って、具体的に話し合いをしながら課題解決をしているという現状もあると思うんですよ。しかし、我々はなかなかそういう現場がわからないし、だからもっと宣伝していいんじゃないかなという気がするんですよ。また、不登校の子どもたちも、今、少しずつふえている中で、支援センターに来ている子どもたちもふえてきているのではないかなということもあるので、その辺の現状をちょっとお話ししていただけますか。

○教育総合支援センター長

お答えいたします。昨年度末は、20名の児童生徒が名簿に載っておりました。現在なんですが、体験も含めまして15名が登録という状況になっております。実際に教育相談部会の中では、限られた時間ということもありますので、いじめ、不登校、さまざまな課題がある場合には、別の日にスクールカウンセラー・スーパーバイザーや学校連携支援員が学校に出向いて、具体的なケース会議を行っております。また、私も学校のほうに出向いて行って、子どもたちが安心して相談できる環境づくりといったところで、管理職の先生方に協力を依頼して、全員担任制を生かせるような相談システムといったものを構築することを心がけております。

なかなか具体的なことを申し上げられないというのもあるんですが、センターに来て、やはり仲間と触れ合うことがとても楽しかった、よかった、それがその子にとって物すごく力に変わったといったところから、学校の登校につながったというケースが今年度ございました。このことに関しては、指導員も含めて、みんなで非常に喜んだ出来事です。ただ、そこで安心するのではなくて、その後、実際に学校に登校しているのかどうかといった追跡調査もさせていただいております。保護者の方々には、もし疲れてしまったりしたときには、ぜひこちらに来てくださいといった言葉かけをして、こちらのほうではいつでも受け入れる体制ということを保護者の方々にお示しして、安心できる環境といったところを宣伝させていただきました。今後、不登校、またその傾向に至る児童生徒はふえていくのかなといったところは、センターでも考えている次第です。以上です。

○小谷野委員

市内は、不登校の児童生徒は増加傾向ですか。

○教育総合支援センター長

はい。国の報道にもありますように、取手市内もここ数年間は、やはり増加傾向といったところが数値にもあらわれております。

○石隈委員

今の小谷野委員の御発言にちょっと刺激を受けて、センターに来ている生徒たちの把握と数値の公表、とても大事だと思うんです。というのは、ちょっと確認なんですけど、不登校は、年度30日以上長期欠席で、その中の行きたくても行けないとか、そういう子どもたちに関する数字です。学校生活で苦戦して、支援センター、適応指導教室に行っている子どもも、行っていない子どももいるんじゃないかと思うんですけど、取手市の場合はどうですかね。

○教育総合支援センター長

ひまわり適応指導教室に通室に至っていないで、自宅で自分の時間を過ごしている

といった児童生徒に関しましては、ふえている傾向です。その中で、スクールソーシャルワーカーが、学校の担任と面談を行って、家庭訪問をすとか、そういったところで適応指導教室があるんですよといった宣伝をすることで、自宅以外の居場所としての適応指導教室といったものも宣伝というか、広報しているところです。少しずつなんですが、週に1回通う児童生徒もおりますので、そういったところからいわゆる自宅の中で引きこもっている子どもたちについての居場所づくり、提供をしていきたいなと思っているんですが、やはり福祉、医療との連携といったものもこれからはとても大切なことになっていくのかなといったところは、センターにいる職員が痛感しているところです。

○石隈委員

おっしゃるとおりで、学校に来たり来なかったりという意味では、かなり教育的なニーズに対応できると思うんですけど、ずっと家にいる、長期欠席のお子さんなんかは、福祉、医療と連携しないとやっていけなくて、前にも研修会で言ったかもしれないですけど、スクールソーシャルワーカーに言わせると、不登校というと、とにかく学校に戻すことだけを頑張っちゃうんですけど、今、家にいる子どもをどう支援して学習機会を保障したり、成長を支援するかと考えると、かなり福祉や医療との連携が必要で、スクールソーシャルワーカーはそういう子どもたちを在宅児童生徒と言いまして、したがって不登校かどうかだけじゃなくて、在宅児童生徒がいる場合には、保健所であるとか市役所であるとか、そういう市の福祉資源を使って、例えば子どもが休んでいても、お父さん、お母さんが仕事に行きやすくするように、週2回ぐらい弁当を届けるとか、そういう福祉サービスというの、中長期的には今後、教育だけの問題ではなくて、とらえていく必要があるのかなというふうに私も思います。

○櫻井委員

今の石隈委員のお話で、松戸センター長が、福祉、医療との連携ということをおっしゃいました。福祉、医療との連携ってというのは、以前からしてくださいとお願いしているところなんですけれど、もう一つ、私が個人的に何年も前から市内の福祉のほうに声をかけて、こういう子がいたら教えてくださいということで、声をかけているんですけど、それについて、ことしの冬、初めて全国の教育現場でヤングケアラーについて、初の全国調査ということが新聞に載っていました。これも3年ぐらい前から私、市内の福祉センターのほうには、もし高齢者あるいは障害のある方へのケアで行ったときに、そこで過剰にそのケアの負担を負っている子どもたちがいたら、ちょっと声をかけてくださいということはお願ひしているんですけど、今のところ私の耳には届いてないんですけど、そういった現状もあると思います。子ども本人が何とか学校に行きたい。だけど、親がおじいちゃん、おばあちゃんを見られないから、自分が世話をしないといけないからという子もいないとは言えないと思います。そういった意味で、その不登校の原因が、その子によるものなのか、あるいは家庭環境によるものなのか、家庭環境だとしたらネックは誰が、どこをクリアにしたら、その子が学校に来られることになるのか。今、そういうふうに一言で不登校と言っても、以前は不登校は、理由は子どもであり、クラスであり、クラスメートでありだったのが、その理由が家族であり、社会でありに拡大してきていますので、そういった面でも教育総合支援センターの役割というのは、広範になって、とても幅広くなってきていると思います。今までのように、学校教育に関する、心理に関する専門家だけ置けばいいというような状態では、それでは理解が及ばないとなりますので、社会福祉全般に関

する専門家であるとか、そういった人員の配置等も考えていただきたいと思います。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。現在、子育て支援課であるとか、あと学校によっては職員がドクターと、その子についてのケース会議等を行ったりしております。また、先週なんですけど、私とセンターの職員で、市内の障害者団体の方々と情報交換をさせていただきました。スクールソーシャルワーカーに関しましても、不登校やひきこもりに関する市内の研修会に予約をとって、情報交換という形でさせていただいております。そういったところから、少しずつこちらから情報をキャッチしていくような取組みをしていきたいなと考えております。

○教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 35 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 35 の議事を終わります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後、議題となります報告第 32 号、取手市教育委員会職員の交通事故に係る注意喚起については、職員の人事に関する報告案件となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第 32 号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第 32 号の議事は非公開といたします。

傍聴の方々、お手数で申しわけありません。御退席をお願いいたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴の方が御退席されましたので、引き続き会議を再開といたします。

報告第 32 号、取手市教育委員会職員の交通事故に係る注意喚起についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。報告第 32 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

引き続き会議を開きます。その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課長補佐

事務局から 2 点、御報告させていただきます。まず 1 点目、次回の教育委員会定例

会についてです。次回の教育委員会定例会を12月22日、火曜日、午前中に予定させていただきました。改めて御通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。

続いて2点目、御手元に令和2年12月行事予定、教育委員会と文化芸術課の行事予定がお配りされているかと思えます。こちらの予定、12月の予定となっております。ただ、茨城県内においても新型コロナウイルス感染者の陽性者の数、非常に多くなってまいりまして、警戒レベルも上がってきております。12月の行事も変更となる場合もございますので、もし御参加の場合はホームページ等で最新の情報を入手されてからお出かけいただきますようお願いいたします。以上になります。

○教育長

以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

令和2年第10回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時23分閉会